

通学指導実施要領

1. 目的

通学時の安全・安心の確保の為、交通安全街頭指導を実施することにより、本学学生に交通マナーを遵守させ、学生のマナーの向上を図るとともに、交通事故防止に資することを目的とする。

2. 実施内容

通学学生数がピークとなる学期初めの通学時に、江戸橋北詰交差点付近等において、学務部職員及びピアサポーター学生委員会メンバーを配置して、通学指導を行うとともに江戸橋駅周辺のアパートを巡回し、不法駐輪を防止する。特に歩行者・自転車の迂回路になっている新江戸橋南詰で自転車の降車を呼びかける。

3. 実施場所及び配置人数（別紙のとおり）

大学前交差点、附属病院前信号交差点、江戸橋北詰交差点及び新江戸橋南詰付近に配置

4. 実施期間及び実施時間

期間：10月3日（月）～10月14日（金）までの土・日・祝日を除く9日間

時間：8時15分から8時50分まで

5. 主な指導内容

- ＊ 横断歩道を渡る歩行者の安全を確認する。

【留意点】

- ①点滅時間（青）が大変短いため、早めの制止を心がける
- ②信号が赤でもフライングして渡り始める歩行者や自転車がいる。矢印信号で右折車が走って来る場合があるので大変危険

- ＊ 自転車の安全利用5則、又、自転車運転者講習の対象となる危険行為を中心に指導。

【留意点】

- ①自転車道（青のレーン）を走行するよう誘導
- ②交差点を斜めに横断する自転車の制止
- ③停車中の車の死角（斜め後ろ）から前へ出たの直前横断制止
- ④二人乗り禁止，並進禁止
- ⑤運転中の携帯使用禁止

- ＊ 自転車は新江戸橋通行時には降車して歩道を通行させる。

- ＊ 江戸橋駅周辺のアパートを巡回し、不法駐輪を防止する。

【留意点】

- ①アパート等に不法駐輪をしないよう学生を指導する。

6. その他

- ・通学指導に当たっては、学生 ST から貸与する帽子、パトロールベスト、腕章及び誘導用の棒を着用する。
- ・通学指導終了後は、学生 ST に状況報告書を提出する。
- ・通学している小学生，園児等への挨拶がけを行いつつ，登校の安全に配慮する。
- ・小雨、雨天の場合は、通学指導は中止する。

通学街頭指導実施場所

1～5は学務部職員を1名配置（期間中の10日間） 5の学務部職員は近鉄江戸橋駅周辺ア
 パートを巡回 4はピアサポーターを配置

